

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付すべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第

6 項中「によって」を「により」に改める。

第 46 条中「施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式」を「第 5 号の 15 の 2 様式」に、「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63

条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を次のように改める。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所

有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を

受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア（ウ）a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 82 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定（この条例による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日
- (2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定（同条第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。）及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき浜田市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定によ

る申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の浜田市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て契約した工事請負契約について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

工事請負契約の契約金額及び工期の変更について

令和3年3月30日に議決を経た、浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事請負契約の契約金額及び工期の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり決定する。

令和5年3月17日 専決

浜田市長 久保田 章 市

契約の金額	変更前	202,400,000円
	変更後	202,302,100円

工期の変更	浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事請負契約の 完工期日を14日延長し、令和5年3月31日とする。
-------	---

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 16 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 4 年度 浜田市一般会計補正予算（第 16 号）

令和 4 年度浜田市の一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 261,743 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,618,166 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		105,796	10,908	116,704
	1 法人事業税交付金	105,796	10,908	116,704
7 地方消費税交付金		1,276,619	96,693	1,373,312
	1 地方消費税交付金	1,276,619	96,693	1,373,312
11 地方交付税		12,552,962	340,841	12,893,803
	1 地方交付税	12,552,962	340,841	12,893,803
14 使用料及び手数料		568,527	14,798	583,325
	1 使用料	389,345	14,798	404,143
15 国庫支出金		7,575,422	15,230	7,590,652
	1 国庫負担金	3,976,565	87,978	4,064,543
	2 国庫補助金	3,549,972	△72,748	3,477,224
19 繰入金		2,613,717	△729,307	1,884,410
	1 基金繰入金	2,613,717	△729,307	1,884,410
21 諸収入		862,683	7,094	869,777
	4 受託事業収入	270,855	31	270,886
	5 雑収入	504,917	7,063	511,980
22 市債		3,052,449	△18,000	3,034,449
	1 市債	3,052,449	△18,000	3,034,449
歳入合計		41,879,909	△261,743	41,618,166

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,240,186	0	7,240,186
	1 総務管理費	6,607,011	0	6,607,011
3 民生費		11,611,129	△ 201,090	11,410,039
	1 社会福祉費	6,825,613	△ 123,601	6,702,012
	3 生活保護費	731,571	△ 77,489	654,082
6 農林水産業費		3,510,322	△ 14,776	3,495,546
	3 水産業費	1,995,259	△ 14,776	1,980,483
8 土木費		3,182,136	△ 24,000	3,158,136
	2 道路橋梁費	1,502,351	△ 24,000	1,478,351
9 消防費		1,389,403	△ 21,877	1,367,526
	1 消防費	1,389,403	△ 21,877	1,367,526
歳出合計		41,879,909	△ 261,743	41,618,166

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	96,835

(廃止)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	出産・子育て応援金支給事業	4,400

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
水産施設整備事業	655,100	649,000
消防防災施設整備事業	103,300	91,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金	105,796	10,908	116,704
7 地方消費税交付金	1,276,619	96,693	1,373,312
11 地方交付税	12,552,962	340,841	12,893,803
14 使用料及び手数料	568,527	14,798	583,325
15 国庫支出金	7,575,422	15,230	7,590,652
19 繰入金	2,613,717	△729,307	1,884,410
21 諸収入	862,683	7,094	869,777
22 市債	3,052,449	△18,000	3,034,449
歳入合計	41,879,909	△261,743	41,618,166

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	7,240,186	0	7,240,186			14,798	△14,798
3民生費	11,611,129	△201,090	11,410,039	△66,394		5,711	△140,407
6農林水産業費	3,510,322	△14,776	3,495,546	△8,510	△6,100		△166
8土木費	3,182,136	△24,000	3,158,136	2,156		31	△26,187
9消防費	1,389,403	△21,877	1,367,526		△11,900		△9,977
歳出合計	41,879,909	△261,743	41,618,166	△72,748	△18,000	20,540	△191,535

2 歳 入

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 法人事業税交付金	105,796	10,908	116,704
1 法人事業税交付金	105,796	10,908	116,704
1 法人事業税交付金	105,796	10,908	116,704
7 地方消費税交付金	1,276,619	96,693	1,373,312
1 地方消費税交付金	1,276,619	96,693	1,373,312
1 地方消費税交付金	1,276,619	96,693	1,373,312
11 地方交付税	12,552,962	340,841	12,893,803
1 地方交付税	12,552,962	340,841	12,893,803
1 地方交付税	12,552,962	340,841	12,893,803
14 使用料及び手数料	568,527	14,798	583,325
1 使 用 料	389,345	14,798	404,143
1 総務使用料	57,603	14,798	72,401
15 国庫支出金	7,575,422	15,230	7,590,652
1 国庫負担金	3,976,565	87,978	4,064,543
1 民生費国庫負担金	3,290,171	87,978	3,378,149
2 国庫補助金	3,549,972	△72,748	3,477,224
2 民生費国庫補助金	662,698	△66,394	596,304
4 農林水産業費国庫補助金	1,203,826	△8,510	1,195,316
5 土木費国庫補助金	527,073	2,156	529,229

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	法人事業税交付金	10,908	法人事業税交付金 10,908
1	地方消費税交付金	96,693	地方消費税交付金 96,693
1	地方交付税	340,841	特別交付税 340,841
2	総務管理使用料	14,798	ケーブルテレビ施設使用料 14,798
5	生活保護費負担金	87,978	生活保護費 87,978
1	社会福祉費補助金	△66,394	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付費 △59,000 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務 費 △7,394
1	水産業費補助金	△8,510	水産流通基盤整備事業費 △8,510

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	2,613,717	△729,307	1,884,410
1 基金繰入金	2,613,717	△729,307	1,884,410
1 財政調整基金繰入金	383,764	△383,764	0
2 減債基金繰入金	1,032,508	△345,543	686,965
21 諸 収 入	862,683	7,094	869,777
4 受託事業収入	270,855	31	270,886
3 土木費受託事業収入	15,240	31	15,271
5 雑 入	504,917	7,063	511,980
2 雑 入	504,915	7,063	511,978
22 市 債	3,052,449	△18,000	3,034,449
1 市 債	3,052,449	△18,000	3,034,449
4 農林水産業債	770,400	△6,100	764,300
7 消 防 債	106,000	△11,900	94,100
歳 入 合 計	41,879,909	△261,743	41,618,166

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	道路橋梁費補助金	2,156	社会資本整備総合交付金 2,156
1	財政調整基金繰入金	△383,764	財政調整基金繰入金 △383,764
1	減債基金繰入金	△345,543	減債基金繰入金 △345,543
1	道路橋梁費受託事業収入	31	県道除雪事業費 31
8	民生費雑入	7,063	生活保護費返還金 6,549 生活保護費徴収金 514
3	水産業債	△6,100	漁港施設整備事業費 △6,100
1	消防債	△11,900	防災対策事業費 △11,900

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,240,186	0	7,240,186			14,798	△14,798
1 総務管理費	6,607,011	0	6,607,011			14,798	△14,798
7 企 画 費	2,331,212	0	2,331,212			14,798	△14,798

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,611,129	△201,090	11,410,039	△66,394		5,711	△140,407
1 社会福祉費	6,825,613	△123,601	6,702,012	△66,394			△57,207
1 社会福祉総務費	1,403,809	△66,394	1,337,415	△66,394			
3 障がい者福祉費	2,209,131	△57,207	2,151,924				△57,207

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,173	1 住民税非課税世帯等への臨時特別 給付金給付事業 △66,394
3	職員手当等	△2,441	
4	共済費	△243	
8	旅費	△102	
10	需用費	△1,507	
11	役務費	△1,628	
13	使用料及び賃借料	△300	
19	扶助費	△59,000	
19	扶助費	△57,207	1 障がい者介護給付事業 △25,900 2 障がい者訓練等給付事業 △20,051 3 障がい児通所給付事業 △11,256

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	731,571	△77,489	654,082			5,711	△83,200
2 扶 助 費	615,365	△77,489	537,876			5,711	△83,200

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△77,489	1 扶助費 △77,489

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,510,322	△14,776	3,495,546	△8,510	△6,100		△166
3 水産業費	1,995,259	△14,776	1,980,483	△8,510	△6,100		△166
2 水産業振興費	1,914,915	△14,776	1,900,139	△8,510	△6,100		△166

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
4 共済費	△5	1 高度衛生管理型荷捌所整備事業 △14,776
8 旅費	△426	
10 需用費	△1,412	
13 使用料及び賃借料	△153	
14 工事請負費	△12,767	
17 備品購入費	△13	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,182,136	△24,000	3,158,136	2,156		31	△26,187
2 道路橋梁費	1,502,351	△24,000	1,478,351	2,156		31	△26,187
2 道路維持費	299,017	△24,000	275,017	2,156		31	△26,187

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
12 委託料		△24,000	1 除雪事業 △24,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,389,403	△21,877	1,367,526		△11,900		△9,977
1 消 防 費	1,389,403	△21,877	1,367,526		△11,900		△9,977
2 非常備消防費	128,924	△10,000	118,924				△10,000
3 消防施設費	103,587	△11,877	91,710		△11,900		23

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△9,000	1 消防団員報酬等 △10,000
8	旅費	△1,000	
12	委託料	△748	1 防災まちづくり事業 △11,877
14	工事請負費	△3,546	
17	備品購入費	△3,011	
18	負担金補助及び交付金	△4,572	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	8,117 3.20月分			7,205	41,722	6,768	48,490	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	95,940		29,422 3.20月分				125,362	29,753	155,115	
	そ の 他	1,717	82,784					22,158	104,942		104,942	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,742	178,724	26,400	37,539			29,363	272,026	36,521	308,547	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,117 3.20月分			7,205	41,722	6,768	48,490	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	95,940		29,422 3.20月分				125,362	29,753	155,115	
	そ の 他	1,753	91,784					24,599	116,383		116,383	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,778	187,724	26,400	37,539			31,804	283,467	36,521	319,988	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 36	△ 9,000					△ 2,441	△ 11,441		△ 11,441	
	計	△ 36	△ 9,000					△ 2,441	△ 11,441		△ 11,441	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(827) 581 人	921,508 千円	2,234,640 千円	1,865,796 千円	5,021,944 千円
補正前	(827) 581	922,681	2,234,640	1,865,796	5,023,117
比較		△1,173			△1,173
区分	共済費	合計	備考		
補正後	895,847 千円	5,917,791 千円			
補正前	896,095	5,919,212			
比較	△248	△1,421			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(31) 551 人	千円	2,227,591 千円	1,713,389 千円	3,940,980 千円
補正前	(31) 551		2,227,591	1,713,389	3,940,980
比較					
区分	共済費	合計	備考		
補正後	754,137 千円	4,695,117 千円			
補正前	754,137	4,695,117			
比較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(796) 30 人	921,508 千円	7,049 千円	152,407 千円	1,080,964 千円
補正前	(796) 30	922,681	7,049	152,407	1,082,137
比較		△1,173			△1,173
区分	共済費	合計	備考		
補正後	141,710 千円	1,222,674 千円			
補正前	141,958	1,224,095			
比較	△248	△1,421			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	43,689 ^{千円}	^{千円}	78,534 ^{千円}	^{千円}	32,031 ^{千円}
	補正前	43,689		78,534		32,031
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,518 ^{千円}	^{千円}	14,990 ^{千円}	150,351 ^{千円}	16,115 ^{千円}
	補正前	42,518		14,990	150,351	16,115
	比 較					
	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,488 ^{千円}	633,283 ^{千円}	394,963 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,488	633,283	394,963	
	比 較					
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	368,107 ^{千円}	^{千円}	89,682 ^{千円}		
	補正前	368,107		89,682		
	比 較					

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	15,791,067	597,800	1,661,241	14,727,626
	補 正 額		△ 11,900		△ 11,900
	補 正 後 の 額	15,791,067	585,900	1,661,241	14,715,726
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,420,016	1,835,600	1,994,292	14,261,324
	補 正 額		△ 6,100		△ 6,100
	補 正 後 の 額	14,420,016	1,829,500	1,994,292	14,255,224
計	補 正 前 の 額	47,855,884	3,052,449	6,061,283	44,847,050
	補 正 額		△ 18,000		△ 18,000
	補 正 後 の 額	47,855,884	3,034,449	6,061,283	44,829,050

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 10 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 396,000 円
- 2 損害賠償の相手方 (省略)

報告第 9 号

令和 4 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 4 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
02	01	総務管理費 防災行政無線中継設備修繕経費	8,965,000	5,876,200	5,876,200				
04	01	保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種事業	96,835,000	96,835,000		96,835,000			
04	02	衛生費 清掃費 不燃ごみ処理場運搬車更新経費	7,948,000	7,948,000			7,700,000		248,000
06	01	農林水産業費 農業費 地域経済循環創造事業	7,000,000	7,000,000		4,666,000			2,334,000
07	01	商工費 商工費 プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業	271,350,000	271,350,000		251,321,000			20,029,000
07	01	商工費 商工費 道の駅ゆうひパーク浜田取得事業	233,880,000	233,854,978	45,054,978		188,800,000		
08	01	土木費 土木管理費 公共残土等処理場整備事業	185,341,000	184,879,896					184,879,896
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	7,776,000	4,964,424		2,833,461			2,130,963
08	02	土木費 道路橋梁費 浜田駅周辺整備事業	151,415,000	145,631,311		82,571,632	59,900,000		3,159,679
08	02	土木費 道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	38,650,000	379,612		188,040	100,000		91,572
08	02	土木費 道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	10,550,000	8,609,533		4,896,025	3,700,000		13,508
08	02	土木費 道路橋梁費 歩道整備事業	25,901,000	25,901,000	72,098	14,571,738	10,100,000		1,157,164
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	87,394,000	56,428,239	3,791,525	31,509,714	21,100,000		27,000
08	02	土木費 道路橋梁費 周布橋整備事業	246,992,000	189,567,542	11,100	113,351,256	73,700,000		2,505,186
08	03	土木費 河川費 恩地川(2工区)河川改修事業	23,657,000	23,657,000	57,000		23,600,000		
08	03	土木費 河川費 河川緊急浚渫事業	20,458,000	6,005,387			6,000,000		5,387
10	06	教育費 保健体育費 新型コロナウイルス感染症対策事業(学校保健費・国補正分)	8,100,000	8,100,000		4,050,000			4,050,000
11	02	災害復旧費 公共土木施設 3年公共土木施設災害復旧費	259,586,000	198,089,090		129,189,000	62,000,000		6,900,090
11	02	災害復旧費 公共土木施設 4年公共土木施設災害復旧費	123,842,000	114,634,300		36,455,000	67,500,000		10,679,300
計			1,815,640,000	1,589,711,512	54,862,901	772,437,866	524,200,000		238,210,745

報告第 10 号

令和 4 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 4 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金等	当年度 損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配水管耐震事業9工区	円 140,000,000	円 54,120,000	円 85,880,000	円 0	円 85,880,000	円 0	円	埋設物の位置が想定と異なっており設計変更が必要となった。また、本工事箇所は交通量も多く、交通規制について関係機関との協議に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	重要給水施設配水管耐震事業10工区	100,000,000	28,600,000	71,400,000	0	71,400,000	0		橋梁添架部材の納期に大幅な遅れが発生した。また、暗渠の伏せ越し箇所について推進工法による施工が必要となり、設計及び施工日程の調整に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	横山地区農村地域防災減災事業に伴う配水管移転工事	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	横山地区農村地域防災減災事業に伴う配水管移転工事その2	25,000,000	8,620,000	16,380,000	0	16,380,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	市道浜田492号線道路整備工事に伴う配水管移転工事	12,000,000	1,910,000	10,090,000	0	10,090,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的支出	建設改良費	恩地川(2工区)河川改修工事に伴う配水管移転工事	円 5,000,000	円 0	円 5,000,000	円 0	円 5,000,000	円 0	円	河川工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	今福中央配水池法面対策工事	20,000,000	0	20,000,000	0	20,000,000	0		使用資材の納入に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	(主)益田種三隅線(西河内1工区)防災安全交付金(改築)事業に伴う配水管移転工事	22,000,000	0	22,000,000	0	22,000,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	金城・旭・弥栄・三隅水道施設やくも水神LTE化更新工事	4,400,000	0	4,400,000	0	4,400,000	0		50箇所の水道施設を遠隔監視する際に利用しているFOMA回線をLTE化する部品の入荷に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	美川周布線(穂出工区)・浜田八重可部線(後野工区)配水管移設計業務	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000	0		関係者協議に時間を要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	金城地域管路更新設計業務その1	18,000,000	4,150,000	13,850,000	0	13,850,000	0		関係者協議に時間を要し年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	
水道事業費用	営業費用	重要給水施設配 水管耐震事業10 工区	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0		橋梁添架部材の納期に大幅な遅れが 発生した。また、暗渠の伏せ越し箇所に ついて推進工法による施工が必要とな り、設計及び施工日程の調整に時間を 要し年度内完了が困難となったため。
〃	〃	市道浜田492号線 道路整備工事に 伴う配水管移転 工事	400,000	0	400,000	0	400,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。
〃	〃	(主)益田種三隅 線(西河内1工区) 防災安全交付金 (改築)事業に伴う 配水管移転工事	400,000	0	400,000	0	400,000	0		道路改良工事に伴う支障移転工事であ り、本体工事との工程調整により年度内 完了が困難となったため。

報告第 11 号

令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	工事負担金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
資本的支出	建設改良費	浜田処理区整備 事業	円 63,690,421	円 36,813,771	円 26,837,200	円 13,418,600	円 0	円 13,400,000	円 18,600	円 39,450	円	他事業(道路・鉄道改良)との調整に不測の日数を要したため。
〃	〃	ストックマネジメント 改築事業	円 56,152,898	円 45,167,760	円 9,577,200	円 4,788,600	円 0	円 4,700,000	円 88,600	円 1,407,938	円	マンホールポンプ制御盤の部品調達ができず、工場製作に遅れが生じたため。
〃	〃	道路改良に伴う支 障移転事業	円 13,330,713	円 1,330,713	円 12,000,000	円 0	円 6,000,000	円 6,000,000	円 0	円 0	円	県道改良事業の工程変更に伴い、発注工事の見直しが必要となったため。

報告第 12 号

令和 4 年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 4 年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度浜田市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	147,415,000	58,000,000	89,415,000	0	89,415,000	46,081	51,145,380	36,300,000		1,923,539	半導体不足に伴い、機材の 製作及び納品が遅れ、JRへ の委託工事の出来高が見込 めないため

報告第 13 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 会計名 一般会計
- (1) 件数 51件
- (2) 金額 267,450円
- (3) 債権放棄の日 令和5年3月31日
- (4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
放課後児童クラブ負担金	第2条第1項第2号	51件	267,450円

報告第 14 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件数 43 件

(2) 金額 371,834 円

(3) 債権放棄の日 令和 5 年 3 月 31 日

(4) 内 訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
水道料金	第2条第1項第1号	11 件	296,884 円
水道料金	第2条第1項第2号	20 件	51,396 円
水道料金	第2条第1項第5号	12 件	23,554 円